

第4回定例会で委員会付託になっていた「倶知安町宿泊税条例の制定について」と「所得税 法第56条の廃止を求める意見書採択についての陳情書」の審査報告を行いました。

所得税法第56条の廃止に関する陳情については、平成 29年9月に同じ内容で同じ目的の請願書を同じ陳情者か ら今回は陳情という形で受けたものです。再度、慎重に審 査を行いましたが、昨年と同様に陳情の趣旨は理解できる ものの、廃止では法本来の目的が果たせなくなるため、今 回の陳情も不採択としました。なお、陳情の趣旨を解決す るためにも、国において税制の抜本的な見直しを早期に図 るよう強く求める。



# 牛文教

# 「倶知安町町内会等への加入及び参加を促進する条例」

地域住民を取り巻く状況、少子高齢化や国際化、それ に伴う価値観や生活形態の多様化により町内会等への加 入や活動への参加が減少し、災害時の相互協力体制など も危惧されることから、町民誰もが安心して快適に暮ら すことができる地域コミュニティの実現を目指す「倶知 安町町内会等への加入及び参加を促進する条例」につい て議論してきました。

平成29年6月に条例原案が示されて以降、制定に当た っては町内会連合会等と時間をかけた協議が必要との見 解を示し、議論を進めてきたところです。

宿泊税条例については、第1条の文言修正を行い その他の条文は原案通りに可決しました。また、3 点の附帯意見を付けました。なお、「特集1」で審査 の概要を紹介していますのでご参照ください。

役場職員の障がい者任用状況について、29年度 は2名で実雇用率は2.35% (法定雇用率2.3%)、 30年度は4名で4.68% (法定雇用率2.5%)。教 育委員会の雇用率は5.33%といずれも法定雇用 率を上回っているとの報告を受けました。今後の 障がい者の雇用について確認したところ、障がい 者枠の採用を考えなくてはならないが、障がいの あるなしに関わらず平等に適正を判断し採用して いきたいとのことです。

平成29年10月には各町内会からの意見を聴取し、 必要な修正等を行い平成30年4月に町内会連合会総会 で説明、再度、各町内会から意見聴取を行い条例案を 策定した経過、内容等について説明を受けました。

この条例は本会議で可決され、今後はこの条例が効 果的に執行されるよう、ごみ収集等の問題なども含め 引き続き協議を続けていきます。



るように努める。

定例会に向けて水道課・建設課・観光課・まちづくり新幹線課・農林課の各課より専決処分や 補正予算内容について説明を受け、それぞれ質疑を行いました。(委員より質問のあった事項を記載)

#### 水道課関連

- 委 員:他人の私有地に水道管を通して敷設している場合で、 その水道管が入っている土地が外国人等に売買されて しまった時の対処について、法的にどうなるのか。
- 回答:他人の土地を通って給水している例はかなりある。承 諾を証明する書類もかなり古く、存在しないものもあ る。売買時にそれを分からずに進めている場合はある が、あくまで個人間で解決して頂くよう指導してい る。今後は重要事項説明に加えてもらうなど、指導す

# 農林課関連

- 委員:ようてい酪農ヘルパー利用組合活動事業補助金の利用 戸数が12件から11件に減っているが、廃業による ものか。
- 回答:農業法人が酪農部門の営業を辞めたため、利用件数が 減る結果となった。

#### 建設課関連

- **委** 員:ニセコひらふ地区の側溝蓋の跳ね上がり事故について、 経緯と今後の対応は。
- 回答: 開発当時、事業者が側溝のみを敷設し、後にそれを町が 引き受けた。その後住民の方で蓋を設置していた経緯 があるが、町道の管理責任は町にあると判断した。 今後については、費用的な課題もあり検討している。

### 観光課関連

観光振興基本計画の作成に向けた今年度分の補正予算と、 一般社団法人倶知安観光協会の地域 DMO 化に向けた説明を受 けた。

# 北7条街路事業関連

社会資本整備交付金の減額に伴い、北7条街路事業への補 助金が減額。併せて該当事業の起債限度額540万円の減額 となった。これら交付金が減額となることは常態化してお り、道路工事はその分距離が縮まることになる。